

議会改革特別委員会会議録

[平成24年 8月 2日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 8月 2日
午前10時00分 開会
午後 0時00分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	印 部 久 信
委 員	熊 田 司
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	楠 和 廣

欠席委員

委 員	阿 部 計 一
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

II. 会議に付した事件

1. 南あわじ市議会基本条例（案）、解説（案）の確認…………… 3
7月17日開催の委員外議員からの意見について
2. 今後の予定…………… 3 8
9月議会での上程までのアクション
3. その他…………… 4 2

III. 会議録

議会改革特別委員会

平成24年 8月 2日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 0時00分)

○柏木 剛委員長 それでは定刻になりましたので始めたいと思います。

おはようございます。本日よりよろしくお願いします。

レジュメにありますように本日の議会改革特別委員会の次第なのですが、まず1番、南あわじ市議会基本条例(案)、解説(案)の確認 ということで、7月17日の委員会で委員外議員さんに来てもらいまして、いろいろ委員外議員の意見を聞こうとそんな場を設けました。そこで何点か意見が出されまして、それをどんなふうな形でこの条例に反映させようかというようなことが主な議題になるかと思います。

2つめは、これからの予定、いよいよ9月に上程するというので、その辺の具体的な段取りあたりも含めてというこんな議題で進めたいと思います。

なお本日、阿部委員が所用で欠席するという連絡を受けております。

それではきょうの議題に入ります前に、議長がきのうから復帰されまして、ちょっと冒頭に委員会でごあいさつしたいということですので、お願いしたいと思います。

○楠 和廣議長 貴重な時間をいただきまして、私ごとでございますが今回の入院治療に対しまして、皆様方にはお見舞いと御心配をいただきましてありがとうございます。この場をおかりして本当にお礼を申し上げさせていただきます。

もうリハビリの段階に入りまして、日々順調に回復しているところでございますので、また今後とも皆さん方の御協力を申し上げますとともに、これからの議会運営に対しましても、一層の御理解、御協力をお願い申し上げます、お礼の言葉にかえさせていただきます。

本来ですと全協でお礼を申し上げるところでございますが、全協が近々に予定がございませんので、各委員会ごとに前後になります、お礼を申し上げますとついででございますので、その点もよろしく御了解のほどお願いいたします。

ありがとうございます。

委員長ありがとうございました。

○柏木 剛委員長 どうぞ体調に合わせて。

それでは議事に入りたいと思います。

まず7月17日に委員会で委員外議員から出されました意見につきまして、改めて確認していきたいと思っております。これは皆さん御存じかと思っておりますが、この条例でいきますと、どの辺にどう意見が出たかということていきますと、6ページにあります第7条の議会広

報広聴の充実という項にあります第4項 議会報告会を開催するものとするということ。これにつきまして意見が出されました。どんな意見が出てきたかということについてちょっと議事録から抜粋しますと、長船議員は、賛否のわかれた議案があったとき混乱を招く、会派での報告会でいいのでは、というのは再検討してと。それに対して原口委員は、議会として最低限するもの、会派でもどしどししたらいいと。それから谷口議員は、必ず開催すると理解される表現ではなく、柔軟に、必要に応じて開催するものとする、でいいのでは、と。必ず開催すると理解される表現じゃないほうがいいんじゃないかというような話。それから砂田議員は、国会見解でも会派を超えての報告などない。できていない。議会報告会は年に1回ぐらいならいいが、本来は長船議員の言う会派ごとがいいので、谷口議員の必要に応じて開催することができる、の表現でいいのでは、という話も砂田議員から出てます。森上委員は、報告会は基本条例は理想的なもの、条例では理想的なもの、どこの事例でも回をおうごとに参加人数が少なくなるのが通例。この委員外議員から出された意見については、議会改革特別委員会で柔軟に考えたらどうかと。

そんな意見が出されまして、最終的に委員会で検討しましょうというふうになつという経緯があります。

ということで、この議会報告会を開催するものとする、ということにつきまして、いろいろ意見が出されました。最終的にこの条例のどんな条文表現するかということで、本意見をもとめたいと思いますので、いろいろ御意見を出していただいてまとめたいと思いますのでお願いしたいと思います。

どなたからでも結構です。

はい、印部委員。

○印部久信委員 とにかく私の考えは、議会報告というのは、議会全体ですする必要はないと私は思っておる。さっきも言いよったように、呉越同舟でやることについていろいろ問題がある。で、どうしてもやるんなら、議会報告会をやるルールというものを皆きっちりつくって、わかったらんといかんのや。なぜなら言うたら、議会報告会において、来てる市民の人から、個人の意見を求めるということがままたあるわけや。議会報告会というのは、個人の意見を述べる場でないわけや。個人の意見を述べたり、来てる人から意見を求められるのは、自分の議会報告とか会派の議会報告をしよるんだったら、求められても、これはどんどんそのためにやりよるんや。議会報告会というのをもっと考えらんといかんのや。今まで2回やった印象では、ある意味では行った議員が、市民から集中的に個人的な意見を求められて、そういうようなことになりよるんや。だからやり方や。議会報告会にいつとつても、議員でも、執行部のごとき答弁する議員がおるやけや。そんなことしよったらあかん、議会報告会というのは、とにかく議長、委員長が報告して、市民からの意見は、議長、委員長から答弁する。答弁、執行部に対する要望は、その議論せずに執行部

に伝える。伝えたら今度は広報で、議会報告会の意見がこうこうこういうのがありました、所管に、皆執行部に報告する、ほなら所管は所管の委員会で今度はまたそこで質疑したらええんであつての。とにかくもっとこのやり方よ、やり方さえ間違わなんだらな、議会報告会というのは簡単にやれるのよ。やろうと思うたらやで。今の議会報告会を見よつたらな、個人的な質問の集中されてやな、こんなものがとにかく司会者が個人的な見解を求める機会でない、言うことでしゃ断するような運営をせんとあかんのやの。やるのであつたら運営の仕方を考えてやらんとな。なにも議員が犠牲になつたりするような報告会をしたらうが悪いし、一人の議員が目立つような市民から受け入れられたあの議員はと言われるような議会報告会であるべきでない。こんなものは個人でやつたらええ、会派とか。議会報告会のもっとルールをきちっとせんことには。

○柏木 剛委員長 ルールを・・・。

○印部久信委員 やりかた見るとおかしいで・・・。

○柏木 剛委員長 はい。ルールをきちんと定めることであれば、議会報告会は、今のやり方であれば必要ないというお話でしたけども、今のやり方じゃなくってきちんとした運営ルールを定める。やり方をきちんとやればいいという御意見で理解してよろしいですか。

○印部久信委員 私はこの。やるのであつたらな。

○柏木 剛委員長 はい。
他に。どうぞ御意見ございましたら。
はい、久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ルールに関しては印部委員の案で、やはりそういうのはきちりとしておくべきであるというふうに考えます。

先日の委員外議員の意見をお聞きして、条文をどうするかということになりますと、ルールづくりについて必要性は感じます。ただ基本条例の条文という観点を考えますと、どう扱うかと、今のままでおくと、ルールづくりについては、やはりこの条文で明確にするというのはちょっと不可能かなと思うんで別途何か定める、あるいは実施する、広報広聴委員会のほうで素案をつくってもらって、実際の運営方法をつくっていただくという形になるかと思っておりますので、改革委員会としては、この条文を、するかしないかというようなことで、するというところに皆さんの意見は方向としてはまとまってるんじゃないかと思

いますので、ルールづくりについては何かほかのところでということではいかがでしょうか。

○印部久信委員 文言の、割と皆こだわったんは、開催するものとする、という断定的な文言を、何とか変えたほうがええんじゃないかという意見があったように思うんですよ。これ開催するものとする、だったら、これは、そないなったらもっと詰めていかんといかんのは、議会は市民に議会の活動報告をするとともに、市政全般にわたって市民と情報及び意見を交換する議会報告を開催するものとする、となつとるけれど、これ、漠然としとる。もっと厳密に言うたら、年に一遍開催するのか、4年に一遍開催するのか。これをやっぱりしとかんと、この言葉がな、通じへんわけよ。開催するものとする、任期中に一遍か、1年に一遍か。そこらを、それと開催するものとするという断定的な文言を変えて、今度はこの、年に何回とか、4年に一遍とか、ここらをきちっとしとかんとな、開催するものとする、いつするのぜ、ちゅうんや。4年に一遍かちゅうのや。ここをやっぱり、年に一遍なら一遍、何月議会が済んだ後とか、なんかどっかでやるのであったら、くくつとかんと。いつもいつするのやいつすんのや、ということでもた議運とかいろんなところで調整せんなんぜ。

○柏木 剛委員長 ちょっと済みません、じゃその件については、先ほど久米副委員長が言われたのは、そのいつやるか何回やるか、どんなルールでやるかについては、別途実施要領を定める、と。その中でうたうということで、ここではやるかやらんかだけを、本文上は、やるというふうに・・・。

○印部久信委員 ただ、この断定的な文言をこのままいくんかな。

○柏木 剛委員長 という意見だったか思います。

○印部久信委員 もうちょっと弾力性を持たすような文言にするのか。けど、実施要綱やて、これあれかい、議会のこの基本条例というのは、いろいろ今問題、表に出てきたやつは、ここに表現できらんやつは、実施要綱は皆つけるのか。

○柏木 剛委員長 いや、だからそれは解説のほうにつけるとかね。その辺どうでしょう。

○印部久信委員 議会報告する、この断定的にはともかくこの文言かえないけど、例えば、年に一遍なら一遍、それとか予算の議会が終わった後やる、決算の議会が終わった後

やるとか、何かきちっと決めといたら、皆それぞれそういう心づもりがあるのと違うの。ことしはいつやりますかやて、ここから行かなんで毎回。

○柏木 剛委員長 今のことについて御意見どうぞ。そこまで規定したほうがいいんじゃないかという意見ですが。

はい、森上委員。

○森上祐治委員 今印部委員のおっしゃることからすれば、議会報告会を開催するものとする、というのが常識的に普通の見方をすれば、任期中に一遍ということはある得ないわな。最低、年に1回。この文言をすんなりと解釈するとすれば、最低年に1回は、私はそういう見方をしとるんやけどね。

○印部久信委員 年に一遍でも、いつすっか。

○森上祐治委員 だからその辺は、この前もいろんな意見が出てました。で、私も意見言わせていただいて、この議会報告会と、開かれた議会云々と、市民との情報交換云々ということは、今のこの我々の基本条例をつくる基本的なスタンスの一つになつとんのやけど、しかしこの報告会というもの自体は、非常に難しいもんやな、レベルの高いもんやなと私自身は思うとったんよ。で、現に、今の全国的ないろんな議会の議会報告会のありようを若干見てたら、なかなかやっぱり市民がどんだけ期待しとるんかというような、クエスチョンになるような運営しか、現時点ではされてないところが多いのやな。とすれば、この前も何名かの委員外議員が意見出されてたように、私はあの中でだれがおっしゃったかわからんのやけども、開催していくという理想的なスタンスはやっぱり我々はつくってきたんやから、堅持するとしてやっぱりその必要に応じてとか、そういうことも考えられるのかなと、もう一つは今、無理せんといくんだったら年に1回ぐらい、どっかの印部委員がおっしゃるように、毎年この時期にやるというような文言をつけといたほうがええんかなというような感じがいたしますね。だから、あんまりこれ無理して我々の負担になるような、最初出とった意見は定例会ごとに報告したらというような、初めぐらい意見がでてましたね。そんなのは無理な話であって、年に2回もどうかと、というような感じ、私やったら、定期的に年に1回はかっちりと市民の声を聞くような場をつくっていったらなど。例えば、9月議会の終わりとかね、来年の予算編成云々に向けて、これは1年間の活動、議会としての報告をあれして、市民から意見を聞くとか、そういう形にしていったら、現実的かなというふうな感じが私はいたします。

○印部久信委員 とにかく議会報告会は、来てもろた市民の人と議論する機会ちゃうね

んぞ。ここを勘違いせんようにせんと。そやからややこしなるねん、あくまでも報告と市民の意見を取り入れて執行部に伝えると、議会報告というのは。議員個人の考え言われたら、大変なことになるでの、議会報告で。これやるんやったら個人でやってくれちゅうねん。会派で。議会全体でやるのはそないなるぜちゅうんや。

○柏木 剛委員長 それでは先ほどの回数的な話と印部委員の話に対してはどうでしょうか。

はい、原口委員。

○原口育大委員 久米さん言われたように、本文は今のままで私はいいんじゃないかなと。ただ、それを実際にどうするかという部分を、広報広聴に任せてしまうのか、やはりどこの議会基本条例もフォローアップで必要に応じて変わっていきよるし、私は施行規則みたいなものまで、実施要綱でもいいですけども、定めて運営は広報広聴にお願いするというのいいのではないかなというふうに思います。解説に書くというのは、これは条例にはならないと思うんで、やっぱり条例なり規則なりで、要綱なりで、その部分についても必要であれば決めておくべきやなと思います。

あとは年1回以上とか回数についても、必要に応じて言うたときは幅があるわけで、開かなくてもええかも知らんけれども、開くとなったら何回でも開くというのは、どこまで必要に応じてと言う場合は、幅が広がってしまうんで、それは実施要綱なりで考えたらいいと思いますし、開催するエリアとか広さとかも当然いろいろ見直しも必要になってくると思うんで、そこら辺は柔軟にできるようにしておくべきやと思いますし、当然、本文は今のものでいいんじゃないかなと。それを実際にどうやってするようにするかを、決めておくということは必要やと思ってます。

○柏木 剛委員長 済みません。

じゃ、実施要綱については本文にうたわなくっても、という意味ですか。

○原口育大委員 はい、私は今のままでいいんじゃないかなと。で、年1回以上とかいうことを入れるいうのも一つの案やと思いますけど、要するに、歴史を見てても、条例があって、施行規則があったり、対になってるんで、そういう形で決めておくのいいんじゃないかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 はい、印部委員。

○原口育大委員 今言うたように、ことしはどこの地区をどういうふうに回るとかそう

いうやつは皆要綱でええよの。何か所に回るとか、どこそこ回るとか、やりかたというのは、こんなもんは要綱でええ。ただし大きな項目で年1回なら1回、何月議会の後にやるとか、何か大きな柱がなかったらやな、常にそっから議案審議せんなんで。これさえ決まっといたらことしはどんな方法でやりますかちゅうのは、いろいろまたどこが所管になってやるかまだわからんけどな、広報広聴でやるのか、全協で決めてやるのか、それはともかくとして、きょねんは沼島も入れて5カ所まわったけど、いるまでも沼島沼島なんでせんなんのな、倭文、津井や阿那賀のほうはどないなってるんやという意見も当然出てくると思うぜ。だからこういうやりかたについては、協議していくべきやと思うけど、大きな柱というのがなかったら常に最初から審議せんなんで。南あわじ市の議会でも、年4回本会議を開く、臨時会は別や。3月議会は予算、9月議会は決算、決まっとんねん、皆これに向こうてやりよるんやないか。やっぱり大きな柱というのは決めておかんことには、そんなことしといたらよ、いつすんねん、いつすんねんて決めて1年ぐらいすぐ過ぎてしまう可能性あるで。するならば、何月議会にするというようにしとかんとやな、やりかたは別や、そんなん。

○柏木 剛委員長 はい。要するに今の話ですと、年1回以上開催すると、あるいは年、いつといつにやるというようなことまでを条文に入れるべきじゃないかという意見でした。はい、原口委員。

○原口育大委員 私ももし入れるんだったら年1回。9月決算が終わってからの私はいと思います。

○柏木 剛委員長 1回以上とか。

○原口育大委員 1回以上でも1回でもいいです。9月決算が終わってからのええと思えますけども、それはあくまでも、本文に書かなくても、同時につくるような規則なり要綱の中に書いとけばええ話やというふうに思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 全体でやれるやつはきちんと1回なら1回でええと思うんや。必要に応じてというのは、個人でやるか会派でやったらええやんか。なにも皆んな一緒にせんことはないんぜ議会は。ただし全体でするものも年に一遍はありますよ、必要に応じてやるんなら、自分が街宣車で回ったらええやないか。何で皆平等でせんなんのや議会活動を。皆んなやり方はいろいろなやり方があってしかるべきや、な。1週間に一遍広報出そ

うが、街宣車で回ろうが、会派でやろうが、ほんなもん自由やないか。議会として全体の動きは年一遍はやりますよ、でいいんや。

○柏木 剛委員長 じゃ済みません、この件につきまして、要するに今の条文と解説のままでいいという意見、実際にはその裏には実施要綱なりを別途定めるということで、それはあるとして、それで本文的にはこれでいいじゃないかという御意見と、もう一つは年1回以上ということ本文上に書くべきじゃないかという意見がわかれてるように思うんですが、その辺のことを・・

○印部久信委員 1回以上は要らんとするよ。

○柏木 剛委員長 はい、1回と思います。
はい、蓮池委員。

○蓮池洋美委員 議会の公開をするという、情報公開をするということが原則にあるわけなんで、要はこの条例においては、私はこれでええと思う。この中へ細々したものを入れる必要ないと思う。開催するものとする、これでええと思う。で、今こころが言いよるようなことについては、内規なり規則なりこしらえてそれを検討したらええと思う。

○印部久信委員 ほんじゃったら構わんで。どっかで、この条例以外に内規、要綱はつくるのか、ちゅうんや。つくるんやったらここでうとうたらええねん。どっかでうとうとかんとあかん、言いよるねん。

○蓮池洋美委員 条例についてはな、やっぱしすっきりとした形で、ひつこいにする必要ない。

○印部久信委員 要綱、内規をつくるんならかまんで。

○蓮池洋美委員 要綱、内規をつくったらええねん。

○印部久信委員 で今のところ内規とか出えへんさかいに条例でうたうとかんといかん言いよるんであつてな、どっかで一遍回数とか書いとかんことにはやな・・。

○蓮池洋美委員 内規ですということ、この間の意見の人に理解もとめたらいいん違うけ。

- 柏木 剛委員長 済みません私はあれなんですけど、それは解説側のほうに要望と・・・。
- 印部久信委員 解説と内規と違うぞ。
- 久米啓右副委員長 別途内規等で定めると入れたらどうかというのが・・・
- 印部久信委員 解説ちゅうのは説明で、内規、要綱はまた別やろ。
- 柏木 剛委員長 ちょっと違うかな。
- 久米啓右副委員長 別途内規で定める、という文言だけにとどめといて、内規は別につくるということやな。
- 印部久信委員 そうやったら内規はまたきちっとしたもんつくらならんということやな。この条例についての内規でうとうとかんといかんものはまたあるの違うけ。
- 蓮池洋美委員 いろいろあるある。
- 印部久信委員 そないなったらこれも皆していかとあかんのやの。
- 蓮池洋美委員 それしとかなあかんわ。
- 印部久信委員 どっかで、どっかでわかるようにしとかんとやな、その都度都度言いよるんやっただないもしょうないもん。
- 柏木 剛委員長 解説側に入れておくしか方法がないように思うんですが違いますか。
- 印部久信委員 解説側じゃないやろ。
- 柏木 剛委員長 はい、蛭子委員。
- 蛭子智彦委員 これまで2回やってくる中で、要綱的なものをね、確かつくったと思います。それを母体にして、実際やるまでの間で、広報広聴委員会でもんでもらう、これ

が終わるんやったらね。議会改革委員会が終わるんだったら、そこでもんでもらうということにしたらどないですか。

○柏木 剛委員長 そうなんです。そうなんですけど、この条例文をどうしようかというのが一番のポイントに今なってるかと思うんですよ。

○印部久信委員 要綱、内規も、どこでやるにしたってここで作ったかんと議会改革のこの委員会で要綱、内規もこしらえとかんとやな、よその委員会にこれあげるやてそんなことできん。

○柏木 剛委員長 はい、副委員長。

○久米啓右副委員長 蓮池委員の御意見には賛成です。条文はすっきりした形で実施するものとするでええと思います。それで、解説には細々としたものは当然載せるとややこしくなるので、別途、内規や実施要綱によるものとする、とかいう一言だけにとどめておきます。あと、内規の作成等については、印部委員はこの改革委員会でということなんですけども、広報広聴活動の充実活動原則というくりにありますので、実際にやるのは恐らくこのままだと広報広聴のほうになろうかと思っておりますのでね。やはりそちらのほうで細かい、例えば実施場所とかね、運営方法とかも入ってくると思うんで、やっぱりこう広報広聴を実際やるところにお任せしてはどうかなと私は思います。

○印部久信委員 柱こしらえたこと、隅々の細かいこと別の委員会やいうたら、この委員会の意思が伝わらへんわ。やっぱり内規であろうが条例であろうが、ここで作ったかんと。条例の本体は大きな柱や、内規、要綱はこの大きな柱を運用していくための細々とした表にすっきりと出せらんやつを書くんやさかいにな。これを細かいことはよその委員会や言いだしたら、ここの柱の趣旨が通用するやせんやわからへん。それそんなん、憲法つくる人と法律つくる人と別であつたらええわ。憲法つくった人はそれに応じた法律ちゅうもんをわかってもらわんとやな。ほんでないと意思が通じへんのや。

だから、委員長が心配しとるんやったら何も9月、12月の議会に間に合わななら、よう審議してやな、やったらええねん。何も9月に答え出れななら構わんで。もっと詰らんなんことが出てきたさかい。ほんでええん違うけ。何もこれあれだな、何月何日まで議案上程せんなんことあれへんのやからな。思うとることは9月議会であつて、何も12月であろうが3月であろうがしゃあないんやから。よう練つたらええんや。

○柏木 剛委員長 ちょっともう1回整理させてください。委員長として。

今の話でいきますと、本文は、もう開催するものとする、でいくと。で、ただし実施要綱に非常にいろいろ決めるべきことが多いので、それについては、実施の方法については解説文のほうですけどね、別途定めると、実施要綱は別途定めるということで、一言入れておくと、解説のほうに。

○印部久信委員 別途定めると、の別途定めるのはどこでつくるんですか。

○柏木 剛委員長 そうしといて、この条例としてはね。

○印部久信委員 で、別途定めるはどこに別途定めてもらうんよ。

○柏木 剛委員長 だからそれは2つあるわけですね、意見としては。

○印部久信委員 別途定めるは、うちの中で別途定めるをやってもらわんと、あと別途定めるはどっかの委員会でやってきて、そんなばかなことできるけ。そのな、我々がつくった議員政治倫理条例でもあっても、本文と運用細目だったか何んか、ほんなら本体つくって、細目も皆、当然議員倫理条例の特別委員会のメンバーが、大きいやつと小さいやつは皆詰めて、整合性を図りながら詰めてつくつとるはずなんよ。整合性を図っていかんと委員会で。

○柏木 剛委員長 はい、御意見わかりました。

はい、原口委員。

○原口育大委員 条例については当然本会議で議決せんとあかんですし、これ今言うてるような附則、附則とかどうかわからんけど、そういうことというのは、議会で議決とかとは関係ないですよ。ということは、手続上今から進めていく中では、本文については同意できたとしたら、まず本文は条例として9月に成立を図ると、まあこの委員会を継続させるのか、別途の部分を広報広聴に任せるのかとか、そういうことも含めて、この委員会はやっぱりもうちょっとそこは詰めなあかんかなというふうに思うんですけども、本体は、合意できたんであれば上程してまず本体を成立させるという手続から入っていったらいいんじゃないかなというふうに思いますが。

○印部久信委員 いや、ちょっと待ってよ。そらそんでもええかもわからんけどな、ちょっと待ってくれよ。やっぱり運用細則か要綱とかその取り扱い要綱はきちっとしかんと、議員倫理条例でも本体を、前回開催した本体は、3親等、2親等に変えたという

ことと、それに違反した場合は今度は取り扱い要綱で、あれも前のやつ変えとるはずなんや。何か今正確に覚えてないけれど、取り扱い要綱でその議員倫理条例に違反した場合の罰則に近い規定があったよな、あれ。それで前回はほぼ罰則規定があってないようなものを、変えとるはずなんや。あんなんでも、委員会の中で本体こしらえて、取り扱い要綱はまたその中で詰めてやっとするはずなんよ。やっぱりこの2つは、同じような動きでいかんと、これを補足するための運用規則であったと思うんよ。これもあるけれど、この運用もここで決めとかんと、あとは別やと言ひ出したら、我々の意思が通じへん。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。

ちょっと済みません、事務局。倫理条例には確か運用規則か何かいうのは別にありましたね、言葉は正確な言葉は何と言いました。

○印部久信委員 蓮池さんが言ったように、柱に書けないことを、細々した書けないことを取り扱い要綱に細々したことを書くんです。両方を一緒にやらんと。

○柏木 剛委員長 言葉をちょっと確認したいんですけど。

○印部久信委員 両方が一緒にやらないと。

○柏木 剛委員長 きょう持ってきてないんであれですけど、倫理条例があつてその倫理条例の運用規則だったかな、何か。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 倫理条例ですけども、平成21年の1月1日付で改正されてます。その改正とあわせて、規則のほうも少し改正はしております。あわせて、施行内規というのを定めております。これは、第4条第2項により、議長が倫理の審査の申し出があった場合に、却下する場合は議会運営委員会の意見を聴取することができる、というふうな部分についてのちょっと施行内規のほうを新たに定めております。

○柏木 剛委員長 3点セット。倫理条例に関しては、3つあるということですか。

○事務局次長（阿閉裕美） 倫理条例のほうを改正しまして、その関連で施行規則のほうも改正してます。それとあわせて施行内規というのをそのときに定めております。

○柏木 剛委員長 施行と言い方をしてるんですね。

○事務局次長（阿閉裕美） はい。施行内規。

○柏木 剛委員長 施行規則があつて施行内規があるんですか。

○事務局次長（阿閉裕美） 施行規則ですね。施行規則があつてなおかつ施行内規というのを新たに定めております。

○柏木 剛委員長 わかりました。そういう格好ですね。

○印部久信委員 あのときは3つ変えとるんよ。そやからな、柱は柱で説明しにくいことは、この施行で取り扱い要綱かでな、細々したことはここに書いといたらええんやでな。で、やっぱりそれは表裏一体やから、この委員会で決めらんとやな、細々したものはよそで、ってそんなことはできへんや。そうだ。

○柏木 剛委員長 はい、森上委員。

○森上祐治委員 この基本条例は、我々は当初の計画で動いてきたようにね、何とか9月議会で成立させたいと。それが一番きれいな形かなと思つてます。ただ、今出てる意見については、この議会報告会の持ち方についてやね、例えば今、印部委員おっしゃつてるように、これやっぱり内規にしようがどういう規則にしようが、これは基本的なものをつくつてきたこの議会改革特別委員会が継続してつくるべきやと思うし。ただ、条例を9月議会に上程するに際して、もしも時間的に間に合えへんだったら、別に条例だけ出してやね、あと9月議会開会中かその後でもよろしいがな。これで作つた内規、内規つくつたらええやん、それあかんのけ。

○印部久信委員 柱はできて、中の取り扱い要綱とかそういうものは委員会で承諾して、全協で承諾してもろたら、本会議の上程は要らんの。要らんのやな。内規は。それやったら柱だけやつといて、そのことについてはな、この委員会を解散するんでなしにな、この委員会の柱つくつとるさかい、取り扱いの細々したこと決めていかんとやな。そうだろう。よそへ渡せないわな。ほんだったらええ。

○柏木 剛委員長 間に合えばそういうのを含めてこの8月中にでも検討する機会があれば。

○印部久信委員 そないばたばたせんでもやな、あらかた決めといたらそれで構わんと違うの。何も、報告あげたさかい言うて。

○蓮池洋美委員 議員提案したさかい言うて、無理に解散せんでもええわけで、その条例だけをこしらえたらええんやからの。であとは、その委員会残しとって、今のその内規の詰をこの会でこしらえてあげたらええわけで。何も9月までにあっちもこっちも全部せよ言うたらやな、そんなもんそらこっちはえらいわい。そんだけでけへん。何も慌てないで構へんがな。

○柏木 剛委員長 はい、原口委員。

○原口育大委員 今聞いているような進め方でもええと思います。だから、とりあえず本体は仕上げて、引き続き委員会の中で内規なり施行内規なりを決めていくと。それも必要な部分というのはおのずと条例ができたから見えてくると思うんで、速やかにできるん違うかなと思います。

○印部久信委員 実際の運用細則みたいなやつな、実際の運用細則な。骨ができて運用していくための細則はつくっとかんといかんよ。

○柏木 剛委員長 久米委員、今の意見に対していかがですか。

○久米啓右副委員長 先月の委員外議員の意見を反映できる形になってるんじゃないかと、今のやり方で。本文はそのままにして、運用細則等で補っていくということかなと思うんです。

私の意見は、あくまでも実際これからやっていく委員会でやるべきだという考えは変わりません。というのは、回数を重ねるごとにルールづくりを修正する、回数ごとに修正していかなあかんと思うんですね。そうなるとやはり、その度にやはり元のつくった委員会でやっていくというのがうまくいくと、その度に改革委員会、そのときにはなくなっているかもわかりませんが、実際運用していったルールを変更して、市民も議員も成長していくというそういう中でのルールづくりっていうのはその実施する委員会であるほうがうまくいくんじゃないかという意見です。その皆さんの意見を聞いておきますと、この委員会で実施するんがいいんじゃないかという意見が多いようなんで、そこはまあそれ以上私はこれで意見はありませんので。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。
そしたら結論出してよろしいですか、この件につきまして、第7条につきまして。
原口委員。

○原口育大委員 だからまず骨の部分、条例がまず骨があって、その次の必要最小限の内規についてはここで決めて、で、もっと詳細については広報広聴委員会にお任せするみたいなことも、これ盛り込んだらええん違うかな。

○柏木 剛委員長 そういう考えですね。

○印部久信委員 詳細で、今言うたような骨つくって、だいたいの運用細則つくって、あとの運用まで書けれへんでの、委員長。これもさっき言うたようにな、市内5カ所、6カ所、場所どこやのは向こうに任さんでな、ここまでできるわけではない。な、実際の運用というのは、所管でやってもろたらええんや。

○柏木 剛委員長 よくわかりました。
そしたら、第7条の結論としては、本文はもう、開催するものとする。それから解説側のほうには、特につけ加えないと。一応つけ加えるということで、別途定めるという文言をつけ加えて、いちおうこの部分についてはあれで。あとはじゃどんなふうにするかと言ったら、別途定める部分については、必要最小限と原口委員言われましたけど、骨組み的な話については、この委員会として、追って定めていこうと。で、より詳細な実施要綱につきましては、またそれを所管する、恐らく広報委員会になると思うんですけど。

○印部久信委員 所管の委員会は、条例運用細則に基づいて、その趣旨に反ぜらんようにやったらええんや。そういうことやろ。

○柏木 剛委員長 はい。で、多分タイミング的には、もうこれは9月議会が終わって、10月とかになってくるということで、8月中にはちょっとしんどいと、難しいということ。こうなりますと、この委員会がもう少し延びるという格好になってしまうということになるんですが、そういうことでよろしいですか。

○印部久信委員 そんでええ。

○柏木 剛委員長 はい。じゃそういうことで、第7条については、それで結論としたいと思います。

次は、反問権の話があるんですけど、ちょっとだけここで1回休憩させてもらってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柏木 剛委員長 50分までということで。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時50分)

○柏木 剛委員長 引き続きまして、前回の中で出ました同じく6ページにあります、第8条のことです。この特に反問することが議長または委員長の許可を得て反問することができる、ということに対して意見が出ました。

意見としては、砂田議員、ちょっと朗読しますけど、執行部が議案を提出して議員の質疑に対して、議案を引っ込めずに市長等説明員が答弁し、理解を求めてくるのが反問であり、改めて入れる必要があるのか、現在も議員が質疑をしても引っ込めずに答弁してきており、反問してきているのでないか。執行部が反問してはいけないとの法律はどこにもなく、反問できるのにあえて反問できるとするのか、というこんなことがありました。久米委員は、それを条文で明確にしたというふうなことです。長船議員は、議長、委員長のしっかりした仕切りが必要であると。で、私のほうからは、反問と表現がきつい。議長、委員長の秩序保持権もある、再度委員外議員の意見について議会改革特別委員会で検討します、とこんな形の議事録が残っております。

ということで、この条文につきまして、一応最終的な委員会としての結論を出したいと思いますので、引き続き御意見をお願いしたいと思います。

はい、印部委員。

○印部久信委員 聞きたいんだけど、あの全協のときには、今言われたことについて一つだけちょっと落ちとるやつがあるんやけどね。砂田議員が、それなら、そんな金どこにあるのや、というようなこと言いよったな。そんな市長からそんな反論されたときに、答えれへんこと、旧町のときにこんなことがあったと、そんなんやったらそんな金どこにあるのか、財政どないなととるのか、言うてくれ、とか言いよったな。そういうような意見もあったんや、またこれについて後で言うけどな。まず委員長は、あのとき、全協のいろいろの質疑聞きよって、委員長どない思うたんよ。

○柏木 剛委員長 私は、砂田議員が言われてるのがあれは反問じゃない、こんな反問も既にあるんだということで、あえて入れなくていいということに対しては、ちょっと違うなという印象は持ってます。それだけで、あとは問題は反問という言葉が。

○印部久信委員 わしはあのときに委員長、副委員長、あんまり委員会の中でのことを言うたらいかんで黙って聞きよったけど、言いよることが非常に矛盾したことを言うとのよの。例えばな、反問権わざわざ書かないでも反問権あるんじゃないかというんです。あることを皆これ条文にしよるのよの。今までこうであるということをはっきりするために条文にしよるんやな。それと、財政どないなるの、ほんなことも言うけれど、そんなら金どこにあるのやなんて言われたらどないするのや、何も心配することない、ちゃんと読んでほしいんや。この解説に、予算措置は代替案を提示を求めるなど、議決機関としての答弁が不可能な反問は、議長または委員長の秩序保持権により認めることができないものとする、と書いてあるでえか。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。

○印部久信委員 そやさかいよ、これはわしの考えでは、これこそこれ取り扱い要綱で、解説でなしにこの最後の部分は取り扱い要綱で書いていたらええと思うんよ。砂田議員そのものも、執行部の反問権は、議会事務局との見解ちょっと違うように思うけど、あるって言いよるんよ。あること、できることをあえてこれ条例に明文化しよるだけのことで、ほうだ。あるいいよるさかいにあることを条例に書きよるだけで、あえてはっきりと。それと取り扱い要綱では、もう最後の一文とやっぱり議長、副議長、委員長は、やっぱり質疑において執行部の反問が余りにも条例要綱にかけ離れた反問するのは、とめたらええじゃないか。書いてある。わしはあんとき言いたかったのは、書いてあるじゃないかと言いたいんやけどな。解説で書くか、取り扱い要綱で書くかは別にして、これでええと思うねん。反問してもうたらより深い質疑ができるさかい、やってもろたらええんや。ただ、それやったら金どこから持ってこいとかな、これあかんぞと書いてあるがや。

○柏木 剛委員長 済みません、これがね、6月11日に全協があったんですよ。そのときに砂田議員がそういうこと言われて、実は今の部分については、その後、前回の委員会までにこの部分つけ加えているんですよ。

○印部久信委員 全協のときには、このやつ皆に渡してやったからな。

○柏木 剛委員長 全協のときには、この部分はなかったですよ。

- 印部久信委員 委員外議員のとき、渡してやったはずや。
- 柏木 剛委員長 委員外議員のときはつけてた。
- 印部久信委員 いやいや、委員外議員のときにほない言いよったで。
- 柏木 剛委員長 ああそうそう、そういうことです。
- 印部久信委員 ほんときには、これ出とったんやからな。
- 柏木 剛委員長 出とったです。
- 印部久信委員 これに近いことを言いよったで。
- 柏木 剛委員長 言うてましたかね、2回目も。
- 印部久信委員 言いよったで、そな金どこにあるんか言うてみ、言われたら、皆ギャフンとなってしもた、旧町時代にそんなことがありました言いよった。これはできらんようにここに書いてあるねん。要綱できちとうたうといたらええん違うの。
- 柏木 剛委員長 はい、久米副委員長。
- 久米啓右副委員長 委員外議員招いての委員会のことですけども、その委員外議員の発言は、この部分に関しては、理解がまだ深まってないという印象がありました。ですから我々が議論してきた中で、反問権については理解ができてると思うんですが、委員外議員、特に砂田さん発言されてたことについては、解説を読めば大体解決できるかと思いません。あのときに印部委員も言うておりましたんで、まあ議論を深めるということが目的なんで、私も何もここはこのまま触らんと、もう少し今言うた説明、解説を皆さんに理解してもらおう、あるいは先ほど言うたように、実際の反問権についてはこういうものであるというような細則みたいなもんを、また決めてもええかなと思います。だから中身についてはこのままでよろしいかと思いません。
- 印部久信委員 委員長、議長がやな、執行部に対して、その反問はできませんと、言うたら終わりでえか。質問しよる議員もよ、このことは皆よう理解しといてもろて、執行

部に質疑しよつときに執行部から、これに触れるようなことが出たら、こらおかしいこと言うな、と言うたらええんや。条例をよう読んでくれ、言うて。取り扱い要綱を。どないしても、委員長、議長はようわかつといてとめたらええんねんがや。

○柏木 剛委員長 はい、そういうことはちゃんとこの解説文には書いてあると思うんです。

○印部久信委員 解説でなしに、要綱でうたうたらええねん。

○柏木 剛委員長 要綱ね。

○印部久信委員 ほんでないと、解説ちゅうのは、なかなか難しいで、やっぱり取り扱い要綱ちゅうのはきちっとこしらえとかんと。さっきの話もあったで。

○柏木 剛委員長 反問権についての要綱。

○印部久信委員 この反問権についての要綱いうよりも第8条についての取り扱い要綱ちゅうやつこしらえたらええん違うの。8条だ。

○柏木 剛委員長 なるほど。

○印部久信委員 すべてに対して取り扱い要綱ちゅうのが要るぞ、これ。解説ちゅうのは、議員に対して、これはこういうことですよという説明であって、実際の運用は要綱はきちっとしとかんといかんのよ。こんな解説なんか書くところあらへんが。こんな書くところあらへんぜ、要綱には書けるけど。これはあくまでも良心的な説明だな。要綱は要綱で別や。

○柏木 剛委員長 はい。という御意見、印部委員の御意見ですが。
はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 政治倫理条例の規則持ってますわな、細かい点を。そういうようなことを印部委員おっしゃりたいんだらうと思うんですけども、必要ではないかと思えますね。全体としての。

○柏木 剛委員長 全体として。

○印部久信委員　　すべてにな、すべて要綱ちゅうのがなかったら、解説文書きではいけれへんやろ。

○柏木　剛委員長　　要綱ね。
はい、原口委員。

○原口育大委員　　今言われてるように、条例があってそれに施行規則か何かをセットでつくるとすれば、今論点になってるようなこととか、ほかにも施行規則で、こう対比させて決めておかんことは幾つか出てくると思います。それはそれでええと思います。それからいくと、今ここに書いてある解説文でページが変わって、なお予算措置の等々なるんですけども、これはどっちかという規則のほうできちっともうちっと煮詰めてうたうべきであって、解説には僕は、なじまないような気がするんで、僕の個人的な意見ですけど、なお、の部分は削除したほうがすっきりすると違うかなというふうに思います。ただ、規則に定める、と。

○印部久信委員　　それでこの解説のようなことが、条例規則には、この文言は出てきいへんのやで。これはあくまでも、全協とか委員外議員の皆さんにわかりやすいようにたまたま書いてあるだけであって、こんなもんは、条例や要綱にこのまま出たらえらいこっちゃ。良心的に説明しよるだけや、これは。

○森上祐治委員　　これは内部資料と違うの。

○印部久信委員　　いやけど、これはあれかい。市民に向けてもこんな解説文をつけるんか。

○森上祐治委員　　これは普通解説ついとるんやで。

○印部久信委員　　解説やつけるかいや、ほんま。条例に解説や、いうことないぞ。そんなこと言うなてや。条例に解説やなんてあれへんぞ。

○原口育大委員　　ホームページ見てると、よう出てるなというふうに思います。

○森上祐治委員　　だから条例の本体をな、・・・広報資料には、この解説等が出てくるんであって。

○印部久信委員 ほんなんでつけ。

○森上祐治委員 それを前提につくつとるんや。

○印部久信委員 わしはそんなことないと思うで。

○蓮池洋美委員 いや、聞かれたら、これに基づいて我々はやってますと、いうことを言える資料であっていいんだ。

○印部久信委員 こんなん表に出せへんど。

○森上祐治委員 つくってきたのは、市民に対するサービスとしてやね、条例をつくった。それをよりわかりやすく理解してもらうための解説文という認識でこれつくってきたんや。

○蛭子智彦委員 解説というのは一般的じゃないと思いますよ。地方自治法でも逐条解説とかいろんな解説本はあると思いますね、解説本は。それは別にその法律をつくった人たちがつくつとるんじゃなくて、その研究者であつたりとか出版社であつたりとか、この法律の解釈はこうですとか、判例はこうありますとか、根拠になったものはこうですとか、そういう解説のいわゆる逐条解説本というのが確かにありますけども、一般的にセットというのではないと思います。ただ、ここでそういうのをつけたほうがええと、広く市民に知ってもらたほうがええと、いう判断でつくるんだつたらそれはそれとして考え方はあると思いますけども、セットのもんじゃないと。

○森上祐治委員 大体皆つくつとるだな。

○印部久信委員 ほんだらよ、ほんだら地方自治法は、我々が読んどる地方自治法よ、あれ書いてあって、難しいで、これどない解釈したらええんかな、こんなもんここに書いてあるつけ。これに対して、自治法に対してまたある研究者がこれについてはこうですよ、という解説はよ、何ぼでもあるけんども、自治法について、我々が読めて、これどない解釈してええんかわからん、事務局で聞いてみてどないこれ解釈したらええで、ということは何ぼでもあるけんども、こんなんに対してこれはこうですこうです事細く解説のようなことするのは、これに対するお金もうけする出版社がやな、書いて売りよるぐらいであって、我々条例出すときに、条例細則出すときに、解説やらいうことはつけへんど。

○柏木 剛委員長 ちょっと私の考え言いますと、これやっぱり市民に対してはこの解説をセットで出したいと思ってるんです。

○印部久信委員 ほんなんやったらな、こんなもんやめてくれ。

○柏木 剛委員長 条例は条例ですけどね、市民に対してこういうのを決めましたと。

○印部久信委員 ほんなんだったら、平成16年の議会広報、市の広報で、政治倫理条例というのが議会広報に出たはずなんよ。ほんなんだたら、そのときだったっても、議会解説なんて何にも書いてない。やっぱり条例と、あのときはな、広報に出たときは条例が出て、取り扱い要綱は出てなかったはずや。出てなかったはずや。平成16年の60人議員にときにやっとするはずや。17年で、60人議員のときに出たはずなんや。8月ぐらいに出たはずや。ほんなんでもな、取り扱い要綱も出てない、条例だけ。ほやさかいわしはあのとき条例読んだときに、これはどないなんのかな、これどないなんのかなと思うて、漠然と疑問に思ったんや、まだ議員になる前の。条例細則も出てないで。ほやさかいあのときは3親等の姻族やという言葉も出てなかったように思うたな。姻族というのは、取り扱い要綱であったんだ。条例には姻族ちゅう文言は出てなかった。

○柏木 剛委員長 はい、森上委員。

○森上祐治委員 私も勉強不足で、従来のそれぞれの議会で議決した条例は、すべて解説とかそんなあったかどうか、基本的にはなかったと思う。ただ今回の議会基本条例というのは、やっぱり我々自身が議員自身が一生懸命勉強して考えてつくってきた議会に対する規範的な、言葉は出てへんけど、最高規範であるとかね、そういう位置づけの基に市民にこれからの議会のあり方について提示していく内容のものだと思うんですよ。それについては、これは全国的に、よそに我々視察に行ったところ大抵のところはホームページにあるとか市民向けの資料については全部解説はつけてますよね。だからそれにのっとり、我々も本文と一緒に解説文も一緒に考えていきたいと思いますということで議論してきたと私自身は判断なんやけどね。だからやっぱり当然ホームページなり議会だよりなりでは市民に出すときは最初はやっぱり解説はつけるべきであると思ってるんですけどね。

○熊田 司委員 話の内容はね、ずれてると思うんですよ。反問権を入れて、これで実施要綱をつくるかどうかという話をしてるんで、だからそれを先に進めていったら、こんな解説をつけるつけないというのはまた後での話でええと思います。

○印部久信委員 そんな条例にこんだけの解説つけて出せやて、こんなことないわ。

○柏木 剛委員長 ちょっと待ってください。その件はちょっと置いといてください。

○印部久信委員 ほんなこと言いよったら今後市が条例制定するときに、市民にわかりやすいように、執行部に対して解説つけた条例、議案提案せ、言わなんで。ほんだけ言うんなら。

○柏木 剛委員長 今の件につきまして、この解説をどう取り扱うかということはおいときましよう。この本文だけでいきますとね、これについて一つの結論出したいと思うんですけど、反問することができるということで表現しておいて、ただし実際にはこの解説にあるような言葉について十分理解を求めると、意見を出したこの前の砂田さんとか。

○印部久信委員 取り扱い要綱でやったらな、ここでうたうたら、砂田さんが心配しよることはないんよ。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。その件で、取り扱い要綱を別途定めるということにしておいて。

○印部久信委員 取り扱い要綱は別途定める、なんてことは要らんのや。この本来の条例やて、取り扱い要綱なんて一覧つくって、各条例に対して。別途定める、なんてことは要らんのや。各条例に対して、要綱は必要なやつは皆んな書いていったらええあやないか。

○柏木 剛委員長 さっきの議会報告会は、別途定める、という話がありましたが、それはもう・・・

○印部久信委員 別途定める、なんてことは要らんのや。皆取り扱い要綱でくくったらええんや。別途定めるようなことは要らん、皆取り扱い要綱でくくったらいいんや。

○柏木 剛委員長 要らんということやな。その考えで・・・

○印部久信委員 要綱でやな、くくったらええ。

○柏木 剛委員長 ああ、議会基本条例取り扱い要綱。なるほど。

○印部久信委員 別途定める、やったら皆別途定めるを書かないかんことになる。要綱というのがあるねんさかい、こしらえたらええんや。

○柏木 剛委員長 この件につきましても、本文はそのままにしておいて、今の話でいったら、解説もこのままにしといて、いずれにしても別に取り扱い要綱を別途決めていくというのは・・・。

○印部久信委員 わしはこの解説というのは、この議員にわかるようにして、市民にこの条例、ここまで解説せんなんことはないと思うで。

○柏木 剛委員長 じゃその件は今からやりましょうか。
条例的にはそれでよろしいですか。

○印部久信委員 そんなこと言うたら・・・

○柏木 剛委員長 はい、久米委員。今の件。

○久米啓右副委員長 条例としてはこのままでいいというふうに私も思います。で、解説のページ変わって7ページの3行ですけども、これつけ加えて、実施要綱をつくるという前提でなかったのにつけ加えたものですから、こういう実際の実施内容について書いてますんでね。この3行は別途定めたほうに移しておけばいいかなと。条文の解説はもうちょっと・・・。

○印部久信委員 いやいやそやからな、あれ違うんけ。市民にもし議会広報で出すんならよ、条例と要綱を出したらええん違うんか。条例と要綱を出しといてなおかつ解説はいるけ。要綱で大概これに近いこと書くのやぜ。うたうていくのやぜ。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。この件はもうちょっと前に進ませてもらえますか。もう1点ぐらいあるので、今の件は市民に対してどんなようにやっていかんかということについては、ちょっとまだ、もうちょっと進ませてもらっていいですか。

あと1点だけですね、議員定数第21条、第22条のあたりで、出田議員が、議員定数21条のところですよ。意見としてどんなことがあったかと言いますと、出田議員、市民は何でも直接請求できるのに何でここに直接請求があった場合などと、改めて出しているのが意味がわからない。また明確な理由を付して議員または委員会が定数などは当たり前

のことをなぜ書いてあるのかわからない。それに対して原口委員は、議員みずからのことを決定することなので、あえて出していると思う。みずからの身を削る、報酬を上げる下げるなどは第三者の意見が特に必要になるので入れていると思う。出田議員、この条文は要らないのでは、と。原口委員、考え方がいろいろ。定数と報酬については、こうする、と書いてある、と。出田議員、批判も否定もしないが、わざわざ書く必要がないと思う。意見として承っておきます、ということです。わざわざこの条例は、21条第3項のところですね、22条の第2項、同じことですけどね。こんな意見がちょっとあったんですが、これについて御意見を求めますが。これが前の委員外議員さんの発言最後ですので、これで条例文にかんすることはこれが最後です。

第3項、第1項の条例の改正に当たっては、地方自治法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、明確な改正理由を付して議員または委員会が提案するものとする、というこの表現のことですけどね。

はい、原口委員。

○原口育大委員 直接請求があるいうときは、その請求する理由みたいなことは、そんな盛り込まれて出てくると思うんですけども、仮に議員提案とか委員会提案とかで、この部分をさわるとしたら、明確な理由をつけないと、単に理由なしに定数を減しますとか、報酬を上げますとか下げますとかでは不十分ですよ、ということを書いてあると思うんで、そういうこういう条文になっていると思います。だからやっぱり、今に現行案のままでいくべきやというふうに思います。

○柏木 剛委員長 はい、印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待ってくれよ。この第3項の市民の直接請求は、これはまあまあ、今ここで話して、これはこんでいいわ。明確な改正理由を付して、議員または委員会が提案するものである、これ明確な理由を付して、というのは条件か。これ条件。

○柏木 剛委員長 はい、原口委員。

○原口育大委員 明確な、というところの、ちょっとひっかかるところがあるかもわからんよね。ただ提案理由というものはどうしても、どの条例案についても提案理由を付して提案説明のときするわけなんで、それを明確なというのがまあ解釈の難しいところやけどな。

○印部久信委員 明確な、というようなことになってきた場合、改正理由を付して議員

または委員会が提案、改正理由を付してよ、やったらわかる。改正理由を付して。明確な改正理由ということになってきたら、取り扱い不可があるんかということになるんや。明確、どこで判断する。改正理由を付して、でええんちゃうの。

○柏木 剛委員長 はい、どうでしょうか。

○印部久信委員 どっちにしたって、理由はともかく、付して提案した場合はこれは審議するんやの。そうだ、理由が、あんたのこの理由は正しいです、これはおかしいです、そんな関係ないわ。議員提案、提案するというのは条件さえそろたら提案できるんだ。これを質疑して採決するのだ。理由さえ付しといたら、ほんでいいんちゃうの。提案したものが可決される、必ず可決されるとは限らへんのだ。それを質疑するのだ。

○柏木 剛委員長 はい、久米副委員長。

○久米啓右副委員長 出田議員の発言の趣旨は2つあって、一つは、自治法に書かれているものをわざわざ書く必要がないということと、当然議員提案はもちろん明確な理由を付しとるので、明確な理由という言葉もいるんか、という2つあるんですね。今、印部委員がおっしゃってたのは、明確な理由を付して、ということで、ただ改正理由を、だけでええん違うかということですけども、やはりここに提案する場合はかなり議論されての理由になると思うんで、ただ委員会あるいは一人二人議員の提案で書いた理由とはまたもう少し重みが違うと思うんですよね。議員定数とか議員報酬についてはかなり議論があると、というようなことで、それはもそういう意味合いで明確な、という重みをつけたんかなということで、これはこれで意味があると思います。

それともう一つ、自治法に関することは当然直接請求はできるわけですからそんな書く必要ないんじゃないかという意見でした。それも原口委員のおっしゃったとおりで、議員みずからのことをやっぱりする場合は、これは書いとけばいいということで、逆に抜けばですね、条文としては変になっちゃうんで、やはり市民には直接請求の権利があるということもここで明記しておくということは、非常に意味があると思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 議員提案よ。議員提案は、重い軽いあるのか。議員提案できるのは、自治法とか、必携見た場合よ、こうこうこういう条件さえ兼ね備えとったつら議員提案できるんよな。違うの。提案者一人と賛同者一人であったかいな。議員定数であろうが報酬であろうが、ほかの条例であろうが、我々議員提案しよるやないか、結構。提案者と賛同

者とつけて提案しよる。それが議運で取り上げられて、議案となって審議して可決されるか否決されるかそれは議会の判断で、提案するのに条件は要らんはずやぞ。必携にのっとって提案したら、できるはずや、どんな議案であっても。そうだ。これ3分の2議決か。違うだ。3分の2議決の場合は、特別な場合は3分の2議決やっとなのだ。これ過半数議決だあな。こんなことはよ、議員提案の場合は、定数の場合はこうですやいう3分の2でもないし、別に何にも変わらん通常の議員提案するのに、こういう前書きはいるんですか、ちゅうんよ。我々は議員提案二人あったらできるのか。すべての議案に対して。重い軽いあるの。

○柏木 剛委員長 この2つに対しては、ちょっと特別だいうふうに。

○印部久信委員 何が特別よ。

○柏木 剛委員長 いやいや、原口さん言われた議員みずからのことを、身を削るとかいう話を含んでいるので、やっぱり重要であるという。

○印部久信委員 でもこんなもんは上げたっても、特別な延々とよ、論文的な議員提案されても、議会で審議されて否決されたり可決されたり、そんな別やで。何ぼとうとうとよ、議員提案理由を述べたっても。これと、簡単には簡単な議員提案であろうが、審議されて可決されるか否決されるかは、質疑によって可決されるか否決されるか。

○柏木 剛委員長 じゃ済みません。印部委員が主張されているのは、どの項ですか。

○印部久信委員 明確なとか、ほんな理由は議員提案に、議員提案にそんな条件が要るんですか、言うよるねん。我々議会の条件はルールが決まっとるんやから。議員提案するルールはよ。そうだ、その理由のいかんにかかわらず、取り上げる取り上げられんということがあるんですか、ちゅうんよ。

○柏木 剛委員長 ということは、文章を、表現的なところで言えば、もう、明確な改正理由を付して、なんて言葉は要らんじゃないかと、とそういうことを言われてるんですね。

○印部久信委員 議員提案はすべてよ、我々はルールに基づいてやりよるじゃないか。理由のいかんにかかわらず議員提案できるんでしょ、と言いよるねん。

○柏木 剛委員長 はいわかりました。そういうことを言われてるのはわかりました。

○印部久信委員 こんな腐ったことが議員提案すな、言うたっても条件さえ整えたらできるんだ、言いよるねん。

○柏木 剛委員長 事務局ちょっと。

○事務局次長（阿閉裕美） ちょっとよろしいですか。ちょっと解説のほうを読んでいただけたらなと思うんですけども、明確な理由を付して、という部分についての少し解説のほう書いてます。それは、条例の改正に当たっては市民への説明責任を果たすために、第2項にこういう形で検討してくださいという条文があります。それに基づいた総合的な検討に基づいた明確な理由を付して、議員または委員会が提案するものとします、というふうな、ちょっと解説をつけているんです。それで、印部委員さん言われるように、議員提案については二人、提出者、賛成者一人あったら、そして改正の理由を付したら提案はできます。ただ、この議会基本条例に議員報酬であったり議員定数を条文として取り上げているということは、これは議員さん、議会の非常に基本的な事項にかかわってくるので、あえて基本条例に規定しています。で、規定するに当たっては、やはり当然理由さえつけられれば議案は提出できますけども、先ほど第2項に書いてあるような総合的な判断に基づいた理由を付してという意味で、明確な改正理由を付してというふうな、基本条例に制定するからには、通常の提案の仕方よりもより一歩こう市民に説明するなりの、踏み込んだ理由を付す、というふうな意味合いもあって、こういうふうな文言にしてるんやと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 委員長、これはどこに書いてあるの。議員必携、地方自治法のどこに書いてあるの、今の。議員定数とかこういう場合は、より市民に対して、説明責任を果たすためというのはどこに書いてある。

○事務局次長（阿閉裕美） それは議員必携には書いてないので、議員必携には通常改正理由を付して提案できます。ただ、この基本条例に議員定数と議員報酬を規定するんやったら、議員必携に書いてあるまを規定するんだったら特にここに規定する必要はないんです。ただここにあえて取り上げて、こういう形で改正にあたってはやってくださいよ、ということを規定するに当たって、改正する場合は明確な理由を総合的に判断した中で、明確な理由を付して、というふうな規定としているというふうに解釈していただいたらいいのかなと思います。

○柏木 剛委員長 はい、印部委員。

○印部久信委員 そうやさかいよ、これをあえて条例に上げらんなことはあるんですか、ちゅうねん。とにかく今まで過去にやってきた歳費であろうが、歳費はどっちから下げる言うたんか、議員提案か。報酬審議会が議員提案してったんか。前回の定数も議員提案だ。議員提案で皆やっていっとんのや。あえてここにこういうようなことをせんなんことあるんけ。すべてこれは議員提案でやっていっとんのだ。報酬の場合は報酬審議委員会がよ、諮問したやつを本会議に出しよるんだな、市長は。報酬審議会の場合は二通りあるのだ、上げる場合と下げる場合と。議員提案で行く場合と、市長が諮問してそれを答申を受けて、議案上程されて審議されて可決していきよる場合と二通りあるのだあな。執行部が出す場合は、その予備段階として審議会に諮問して答申を受けて議案提案しよるのだあな。

○柏木 剛委員長 わかりました。それで印部委員はじゃこれをどうしたらいいと、第3項は要らんという意味ですか。

○印部久信委員 ううん、そういうとこよ。こんな明確な理由やなんやかいや言うんなら、要らんでええかというんよ。

○柏木 剛委員長 3項そのものが要らないと。

○印部久信委員 そらそうよ、明確で・・・、この明確の判断はだれすんのよ。

○柏木 剛委員長 そこは市民向けであり、市民に知ってもらうためであり、重みがあるんで改正理由を付してあえて載せとっていいんや。

○森上祐治委員 印部委員言いよるとおり普通だったらな改正理由を付して云々でいけると思うよ。ただ、今回のその議員定数云々については、議会基本条例の・・・。

○印部久信委員 今回やるんか。

○森上祐治委員 いや、市民への説明責任を果たすためという市民へのサービスやな、と私は解釈するんや。だからこの明確な、という形容詞は、別に無かって不備があるといは言えれへん。だから、それはセンスのレベルの問題だと思うねん。だから、なかったらなかったで、何ら問題ないと思うよ。けども我々は、市民へのサービスという観点から、

明確なよりはっきりと具体的な理由をつけて議論しましょうということや。

○印部久信委員 明確、ということになったらよ、これを明確でなかったら議員発議で
きらんのけ、言うねん。

○森上祐治委員 できんことはないと思う。

○印部久信委員 できんことはないって、何やルールは発議者と賛同者がおったらどん
な議員提案でもできるんやから。

○森上祐治委員 それは一つの形容詞やからな。だからそれは市民へのサービスでより
わかりやすい理由をつけて定数の問題や報酬の問題は議論しましょういうこっちゃ。

○印部久信委員 何でそんなサービスせにゃならんのや。

○森上祐治委員 なかってもいけると思うで、これは。

○印部久信委員 森上が発議すつときに、条例の発議すつときに、おまえどんな条例発
議しとんのか知らんけど、この条例は簡単やさかいに、理由は簡単で、こいつは大事やさ
かい、懇切丁寧に理由を書けど、そんなつもりでいつも発議しよんのか。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今印部委員、私の発言中やからな。

この問題、明確なという言葉はやね、別になかったらこの条例第21条第3項に不備が
あると私は思わない。しかし、より市民への説明責任を果たすという観点から、この我々
の議会改革特別委員会の原案としたら、明確な、という言葉をつけたんだと、私は解釈す
るんです。別になかったらなかったでええと思うで、これは。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 議員提案を別々この条例とこの条例は重きがある、この条例は軽い、
こんなこと条例に対して、軽重をつけるべきでない、ちゅうよるねん。皆んな平等や言う
んや、条例は。違うの。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 最初に言うたように、自分の身分にかかわることなんで、お手盛りとかいう批判を受けないためには、市民への説明責任として提案者の姿勢として議会でこのことについて扱う場合は、市民への説明責任を果たすため、明確な改正理由を付すという姿勢が求められておる、ということを表しておるだけで、それがないとできないということではないけれども、この2項については、僕はあるほうがええと思う。

○印部久信委員 ほんなら明確ちゅうの、だれがどう判断してる。どこまでのレベルを明確と言うんや。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 だから出てきたもんは、それはもう明確の判断がどうであろうとそれは全部出していくわけで、明確な改正理由がついとったかついてないかという判断は、それは採決に参加する議員なり、それを聞いた市民がどう受けとめるかということであって、ここはやっぱり明確なということを書いておくことで、やっぱりそういうものが議員には求められておるということやと思います。

○印部久信委員 議員提案した場合は、審議を深くやるほうが大事やと思うぜ。なにもこんなことする必要ない。議員提案の条例は皆平等や。これは別問題やというもんがあったらおかしいと思う。そのために議員条例の提案はこうですよというルールが決まっとるねん。それで3分の2の議決の場合は、これはだれが決めたんか知らんけれども、条例で、地方自治法でこういう場合には3分の2議決がいますよと、これ決めたのは我々、こんなええんか悪いんか知らんけれども、法律やさかいしゃないよの。こうやさかい。そういうことやと思うぜ。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この明確な云々の件については、これはなくても通るレベルの問題やと思う。ただ、要は、この基本条例を我々つくった上での、我々議員の姿勢であるし努力事項みたいな観点でやっぱり入れるべきやと私は思うんですよ。無かって、出せるんや、これは。

○印部久信委員 改正理由でええん違うの。改正理由を付して、でええん違うの。

○森上祐治委員　　だからより明確なということをつけておくほうが、やっぱりこれは我々、市民に対しても、こういう改正、たとえば定数をふやすとか、何でふやすんやと、より具体的に明確な理由を。

○印部久信委員　　ほんなら、明確な改正理由の明確をつける議員発議議案というのは、どんなものを想像しとんの。

○柏木　剛委員長　　ちょっと済みません。蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　あえてね、こういう明確な理由をつけてということを書けば、これまで明確な理由なしにやってきたんかなと。逆に読んだときに、今までやってきたんやけど、やってなかったんかなと市民に不信感持たれるような感じもしないではないね、あえて言えばですよ。だからそのあたり微妙なところもあるんかな、と。今のちょっと議論聞いて、ちょっと思うんですけども。

○印部久信委員　　ちょっと待って、議員必携よ。議員提案は発議者と賛同者1は書いてあるけども、提案する場合の条件として、改正理由を付して、でないの、必携は。そうだ、明確なという文言は入ってないと思うぜ。

○事務局次長（阿閉裕美）　　制定なり改正の場合は、理由を付して。

○印部久信委員　　そうだ、理由を付してや。そんだったらよ、明確と、理由を付しての、条例の縦分けはだれがどないすんの。なんで特別なものをこしらえるの、ほんだったら改正理由を付しての条例とよ、この条例は、明確な理由をというの、だれがどない判断するの。何でこれだけ特別なことするので。改正理由でええん違うの。すべての議案、議員発議しよんよ。これは明確にやれよ、これは改正理由だけでええと、だれがどこで決めんのか。

○柏木　剛委員長　　じゃ済みません。その件について、印部委員、改めてあれしますけど、この条文というのはやっぱり市民向けに対するこの2つに対して。これはそれについては否定はしないですか。この条例21条、22条があるということについては。

○印部久信委員　　それは書くのは構わんよ。構わんけどな。何でよ、この条例は大事やさかい、この条例は違うさかいうことを議会がせんならんのか、ということ。こんな聞

いたら身分にかかわるもの、ほかの条例は構わんのか、と。私の身分にかかわる報酬については、これは大事なことやさかい、他の議員発議の条例は、大事さはどんだけ違うの。皆平等や条例化をするに。

○柏木 剛委員長 21条と22条については別にあることには否定しないですね。

○印部久信委員 . . .

○柏木 剛委員長 ただし、明確なということにこだわっているんですね。

○印部久信委員 何でこれだけせならん、必携は、議員発議する場合は、改正理由を付してと書いてあるのに、何でこないせならんのやちゅうのや。ほんなら身分や報酬の場合は特別や、いうのは、この特別の縦分けがわからんちゅうのや、わしは。ほかの条例は、構わんのか。皆一緒だあな、議員の発議する条例は。重た過ぎるやつは3分の2議決いうのがあるんでないか。法律で、そうだ。

○柏木 剛委員長 じゃ、それに対して御意見は。

○印部久信委員 そんなやつこそやな、このたびの3分の2の議決やいうこと、明確な議案提案の理由であったんかと、得心できらんのや、あんな住所の変更の議案提案よ、明確であったんか、あれ。3分の2議決よ。

○柏木 剛委員長 事務局の説明にもありましたように。

○印部久信委員 たまたま3分の2議決であっただけの話や。

○柏木 剛委員長 あえて入れてるのは、やっぱりより踏み込んだ部分を自分みずからの話であるんで、そういう意味も込めて、踏み込んだ理由をということですけどね。

○印部久信委員 普通に理由を書いたらええでないか。

○柏木 剛委員長 そういうことも一方あるということで、その辺はまとめたと思うんですけどね。

はい、久米委員。

○久米啓右副委員長　　議論の源は出田議員の、明確な理由を付してということは必要かということですよ。これも印部委員言われるように、当然その大原則というか、必携見れば言いようなくて、3分の2以下であれば、理由を付して出せばいいわけで、何も問題ないです。ただあえてここに書くということは、やはり市民の根幹にかかることですね、議員定数というのね。そういう意味合いで、全く同じ条例の重みに差があるのかと言われても、これは一緒です、という答えしかできませんけども、本当に市民生活にかかわる議員定数というのやはりそう言われながらも慎重にやはり諮っていかないかんといいものですよ。ですからそういう意味で、明確な形容詞があるないでもめてますけども、やはり文言として、ここに出田議員に対する我々の意見としては、明確な理由あるいは改正理由を付して提案するものとする、ということでこの条文はおいとくということで、明確な、ということも当然明確に皆さん出されているものは、皆明確な理由をつけられてるんじゃないですか。あえてつけることをわざわざここに書いてあるというふうに理解しますけどね。

○柏木　剛委員長　　はい、印部委員。

○印部久信委員　　重要重要ということやけど、私は条例は皆一緒やと思う。ただ、法律は3分の2ちゅうやつはあえて大事なやつを3分の2と法律はしてあるんや。ほんで3分の2で我々今つこうたことないけど、議員除名も3分の2あるはずや。ほんでこの議会定数がほんまに皆が言うように、我々に大事なこと大事なこと言うんなら、法律でこれ3分の2にするはずや。これ過半数やで。過半数の議案上程や。除籍は3分の2だったと思うで。そうかそうか、4分の3か、特別議決な。やっぱり大事なやつは、大事なやつで3分の2とかそういうやつがちゃんと今の法律で、ええや悪いは知らんで。ええ悪いは知らんけどあるわけや。これ皆2分の1可決や。ほれをよ、我々のことやさかい、大事な大事ないうんやったら、ほかの条例はどないなるんぜ、というんや。皆2分の1可決と同じ違うんかちゅうねん。そやさかい何もそないせいでも、理由を付してでいいじゃないか、言うねん。

○久米啓右副委員長　　条例が重要か重要でないかという議論は、これからも続くと思うんですけども、どんな条例でも明確な理由は当然付しますよね。そしたら、こんでええんじゃないですか。

○印部久信委員　　こんな明確なこと要らんのや、条件を理由を付して、でええでないか。議員必携でもこういうようなことで、理由を付して、発議者、賛同者をもって、議員発議ができるようになってるのでないか。何でこれをこれだけこんなような言い方せんなんの

やな、ちゅうのや。これこそパフォーマンスに過ぎらんちゅうのや。我々は、必携と自治法に基づいてやりよったらええやん。特別ルールをつくるさかいややこしくなるんや。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 これは、それぞれの議員さんの考え方やと思いますから、否定も肯定もしませんが、私は、久米委員と同じで、ここに盛り込むべきやというふうに思っています。これもよその事例をあげて恐縮ですけど、会津若松市が議員報酬を見直すときに、いろいろ議会の中で研究されて、最終いろいろちゃんとした理由をつけて現行維持でやられておったと思います。だから、そういうことに対してえらい関心が高まって、いろんなところで報告されてますけども、やっぱりそういうことが評価されたんやと。そういう姿勢が評価されたんやと思うので、私は、私の思いとしては、この原案でいってほしいなと思います。明確な、がついておいたほうが良いという思いです。

○柏木 剛委員長 他に。

○森上祐治委員 この右の解説のほうにも書いてあるように、やっぱり我々市民への説明責任と、説明責任という言葉がここ10年、20年らい、非常に特に行政の分野では重要視されてる姿勢態度であるように私は思うんですね。だからこの我々直接かかわる定数の問題やら報酬の問題についても、やっぱり理由は市民に対して、明確な理由を、という姿勢態度で我々上程していくべきやなというふうな思いしますんで、委員長にお願いしたいんですけど、これは基本的なお互い意見を分かれると思うんで、委員長の判断に従いますので、委員長に判断していただきたいと思います。

○柏木 剛委員長 はい、蓮池委員。

○蓮池洋美委員 印部委員が言いよることは当たり前のことやと思うんですね。で、市民向けの言葉として、耳ざわりのええ、パフォーマンスやっとなるんやな。我々は常にそういう認識を持って、条例案を提案をしよるといふことさえ市民に向けて、聞かれりゃ言いよったらええわけなんで、市民向け市民向けって言うねんけども、現実にはその何ぼの市民がこの議会ということについて理解してくれとんのかなと、いうことから言えば、やっぱり双方の議員の我々がまず理解してることは当たり前にうたうときゃええと。

で、今、問題に出てることについては常に我々はそういう姿勢で議員提案してますよ、ということ聞かれりゃわかってもらえたらええんであって、あえてそのまま議員提案できるものを文言をあえて言葉の魔術と言うんかな、耳ざわりのええような表現にあえてす

る必要もないじゃないのかな、そう思います。

○柏木 剛委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 僕は、その提案するものの姿勢として、こういうところ議員または委員会が提案、定数条例については、こういうしっかりとした姿勢で望みたいという思いがね、何もほかの条例がなんやけども、特にこれについてはやっぱり自分たちで自分たちのを決めるんやから、そういう姿勢が大事やということで、明確な、という言葉を入れなくても別にいいんじゃないかなと、思います。

○柏木 剛委員長 はい、わかりました。

そしたら、私のほうで意見を総合させていただきます。

この議員定数の改正にあたっては、単に改正理由を付して議員または委員会が提案するものとする、ということじゃなくって、この解説にもあるんですけど、総合的な検討に基づいた明確な理由を付して、というその辺も含めて、やっぱり明確な言葉でいつてるかどうかわかりませんが、少なくとも、あたっては改正理由を付す、だけだったら、本当にこの条例そのものがほとんど意味ないようなことを書いてるんで、やっぱり明確な、という言葉に意味があると、重みがあると、そういうふうに解釈して、解説のほうにもちょっといただいていますので、委員長としては、その明確な、という言葉の重みが意味があるというふうなことで、いちおうこの原文のままですとありますが、どうでしょうか。

○印部久信委員 そんなこと言わんと、委員長が決めたらええんやから、どうでしょうか言われたら、また一緒のこと言わんなあかんで。どうでしょうか、言うんなら。

○柏木 剛委員長 はい、そしたら、今の私の解釈でそんなところで、やっぱり明確な、という言葉は、この2つについては、そうさせていただきます。

これが前回の委員会に出ました件についての、条例をどうするかについての、委員会としての検討事項でした。

それではそういうことで、この条例に関してはその線で行きます。ただし、新しく出てきたのが、施行規則を別途定めるという部分が大きな部分として出てきました。これはまた後日検討するとしまして、これから議題2の残り時間少なくなりましたが、今後の予定ということで、上程までのアクション、これについて、話を進めたいと思います。

確認だけですけども、いずれにしても今度は全協の場では、報告という格好にしたいと思うんですよ。ですから全協は、会期中に全協の場を1回開く中で、この議題を報告すると、委員会としての報告をするということがまず1点。それからあと、この条例を制定す

るに当たって、提案理由とか、そういうものを9月議会ですけども、それをつくる必要があるんですけども、その辺について、提案理由とか、この1年間の委員長報告とかについて、その確認の場があるのか要らないのか、という。それを確認する場をあえて、委員会を開くかどうかという話になるんですけど。それでは2つめのアクションとしては、もう一度、委員長報告と委員会の上程に対する提案理由とかにつきまして、一度確認する場を8月中に持つと、で9月議会に望むということによろしいですか。

○印部久信委員 9月の議会のときにでええん違う。8月にわざわざせえでも。

○柏木 剛委員長 それでいいですか。本会議中に特別委員会を開いても、その辺は議運としても考えて問題ないですか。そしたら事務局、そういうことで問題ないですか。本会議中ですけども、特別委員会を開くということで。それもなるべく一般質問の最後の日とか、できれば本会議中は全員出席してるんで、とは思うんですけども、前もってやるよりはそれによろしいですか。本会議中のどっかの日程でということ。それより、本会議の前に一つやっつけという話かどうか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 委員会報告とそういうのをつくって委員さんに皆確認してもらわなあかんですね。僕としては、本会議中はいろいろ、一般質問とか決算委員会でいろいろと皆さん仕事多いん違うかなと思うて。それまで済ませておいたらどうかなと思うんですが。

○柏木 剛委員長 はい、ということですが、それでよければいちおう日程を調整して。提案は最終日予定です。その提案理由をちゃんとした文章を私が書きますので。

○印部久信委員 提案理由をちゃんとして、明確であんだけ言うたじゃないか。わしは通常の提案理由でええと思うんだけども、明確に、こだわったじゃないか、あえて。わしはここを見せてもらうちゅうねん。

○柏木 剛委員長 そしたらそれはやっぱり会期中、本会議が始まってしまいますとなかなか難しいかもしれないということで。もう一度どこか8月の多分24日ぐらいからはもう議案書が届きますんで、それまでにどっかでもう1回改めてということで、お願いしたいと思います。

はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　それやったらその日に配布じゃなくて事前に配っておいて、吟味させておいてもらわんとね。チェックやでけへんや。

○柏木　剛委員長　　わかりました。そうします。

○蛭子智彦委員　　委員会やるのは、委員長の権限でやってもろたらいいですけど。提案理由ですよ。

○柏木　剛委員長　　はい、わかりました。そうします。

　　実は今のところ候補日としては一つあるんですけど、余り日がなくて、8月23日の午前に議運があるんですけど、その日の午後ぐらいどうかという話は、ちょっと1回事前調整はしてるんですよ。8月23日。午前中議運がありまして、そのあと、午後にでもということで、ちょっと候補日は考えているんですけども。私が9月にこだわったのは、9月できれいにきりをつけるというつもりだったんですよ。ただきりが・・・。

○印部久信委員　　何のためにきりつけらん。

○柏木　剛委員長　　きりがつくという判断で。

○印部久信委員　　きりがつかなくてもあえてここまで見切り発車しよう。

○柏木　剛委員長　　それでちょっと今のところ、今の印部委員の主張を考えると・・・。

○印部久信委員　　まま、もう決まってやるんやさかい・・・。

○柏木　剛委員長　　いや決まってないですよ、今の件は。もしも改めてであれば、・・・。

○印部久信委員　　ま、そんな大事な議会基本条例で大上段に構えて大事なことや。どないこないやと市民に説明責任して、こんなに心配しながら市民のため世論のためやりよるのが、先に条例出して、取り扱い要綱は追って協議して、全協に報告したらええわというような、そんでええのか。

○柏木　剛委員長　　それは取り扱い要綱というのはきょう出てきた話でしたよね。だからそこまでではそのつもりでおったんですよ。

○久米啓右副委員長 取り扱い要綱についてはいろいろ見直しながらやっていけると思うんです。スタート時点、全部網羅できないかも知らんけども、ある程度皆さんの意見を反映した実施要綱ぐらいは、ぐらいはというたら怒られるけど、つくってもらって委員長原案つくってもらって、それを皆さんにお諮りするというようなステップを踏んでみたらどうですかね。最終日の提案まで。

○柏木 剛委員長 9月までにな。

○久米啓右副委員長 それまでに1回、・・・だと思っんですけども、皆さんに見てもらって、たたき台になる・・・

○柏木 剛委員長 そういうことですね。はい。

○久米啓右副委員長 できたら一緒に上げるほうが我々もええかなと。

○柏木 剛委員長 そしたら8月、たとえば8月23日、今話が決まったとすると、その辺でも今の話を持ち出すことは可能なわけですね、タイミング的には。

そうしたら、今久米副委員長が言われたみたいに、いちおう内規細則については、8月23日の次回委員会目差して、いちおう原案をつくってみよう努力してみます。もしそれで間に合えば、同時に上げるというふうになりますので。

○印部久信委員 でもそない言うたら、全協も開かんなん。条例の骨子はできた、今度は取り扱い要綱はやっぱり意見聞かん。うちだけで行くけ。

○久米啓右副委員長 そらまあたたき台ですから、全協で諮るまでの前段階違いますか。

○印部久信委員 どっちにしろ、全協は開かんぜ、言うねん。

○柏木 剛委員長 まあ、23日に、結局は上程する。

○森上祐治委員 23日に決定け。

○柏木 剛委員長 いやいや23日。できればそう思ってますけど、はい。

○印部久信委員 なにも9月ぐらいでばたばたせえでも、何で9月にこだわっとるのか。

○柏木 剛委員長 わかりました、印部委員の意向わかりました。

 じゃその辺の意向も含めて。

 わかりました。よくわかりました。

 その辺も含めて次回もう一度改めて、上程するタイミングを含めてまたその意見も尊重したいと思います。

 じゃそんなことで時間もきました。

 これで閉会します。

 ありがとうございました。

(閉会 午後 0時00分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 8月 2日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏木 剛